

平成23年8月に施行された改正「障害者基本法」においては、『障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』を掲げています。

また、「はばだけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の政策分野「障害者福祉」においても、『障害のある人もない人も、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する』ことを政策目標にしています。

この両者が掲げる共生社会の実現に向けては、「第5章 施策体系と施策の方向性等」で掲げた様々な施策を総合的に推進する必要がありますが、その実現を推し進めるためには牽引する施策が必要であり、本章では、今後5年間で特に重点的に取り組む事項を定めることとします。

## 1 お互いに認め合い支え合うことの必要性の啓発

障害の有無にかかわらず共生できる社会を実現するには、障害のある人もない人もお互いが人格と個性を尊重し合うことが不可欠です。

このため、市民に対し、「社会モデル」による新しい障害者観に基づく障害や障害のある人の正しい理解の普及を図るとともに、地域生活を送る上で障害のある人が必要とする様々な「合理的配慮」などを積極的に広報・啓発していきます。また、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえる中で、お互いに認め合い支え合う意識を育んでいきます。

### ●重点取組施策●

施策目標1-1-(1) 市民等に対する啓発

施策目標1-1-(2) 市民交流の促進

施策目標3-2-(1) インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築

施策目標5-1-(2) こころのバリアフリーの普及

## 2 障害児者の地域生活を支える福祉サービス等の基盤づくり

障害のある人の高齢化、障害の重度化、介護を担ってきた家族の高齢化が急速に進む一方、発達障害への社会的な認知が進むに伴って、自身の子どもの発達に不安を抱えた保護者からの相談が増えており、今後さらに、障害のある人の社会生活を支える福祉サービスや児童発達支援のニーズが増えていくことが予想されます。

このため、支援を必要とする人がニーズに応じて福祉サービス等を利用できる提供体制の確保に取り組んでいきます。

●重点取組施策●

- 施策目標2-1-(1) 居宅介護等の充実
- 施策目標2-1-(2) 日中活動の場の確保と支援の充実
- 施策目標2-1-(3) 住まいの場の確保と住環境整備
- 施策目標3-1-(2) 児童発達支援の提供体制の充実
- 施策目標3-1-(6) 放課後・長期休業中の支援の実施

### 3 多様な相談に対応できる体制の整備と関係機関の連携体制づくり

障害のある人が地域で安心して生活を送るためには、障害のある人や家族の意思を尊重しつつ、必要に応じて福祉サービス等の支援につなげていく相談支援の果たす役割が重要となります。

このため、地域の身近な相談窓口や専門相談機関の充実を図る一方、複合的な問題を抱えた相談者に適切に対応でき、また成人期までのライフステージに応じた一貫した支援が提供できる関係機関の連携体制づくりに取り組んでいきます。

●重点取組施策●

- 施策目標1-5-(1) 地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上
- 施策目標1-5-(3) 専門相談機能の充実
- 施策目標3-1-(3) 専門相談体制の充実と身近な相談先の確保
- 施策目標3-1-(7) 教育と福祉の連携体制づくり
- 施策目標3-1-(8) ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討

### 4 精神疾患・精神障害のある人の治療から地域生活までの支援体制づくり

精神疾患は、今や「5大疾患」の一つに数えられるまでの国民病になっており、予防から早期治療、回復、そして社会復帰への一貫した支援が必要です。

このため、医療行政を担う京都府と緊密に連携しながら、保健医療と福祉の連携による総合的な対策を進める一方、精神障害があっても安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組んでいきます。また、社会問題化している自殺対策についても、総合的に取り組んでいきます。

●重点取組施策●

- 施策目標1-5-(4) 地域移行・地域定着の支援体制の強化
- 施策目標2-3-(1) 精神疾患の早期治療の推進
- 施策目標2-3-(2) 精神疾患の治療・回復への支援
- 施策目標2-3-(3) 身体合併症患者の医療対策の実施
- 施策目標2-3-(6) 自殺対策の推進

## 5 一般就労から福祉的就労までの就労支援ネットワークの構築

障害のある人の就労は、社会参加の一つであるとともに、社会的に自立し、生きがいを持つという重要な意義があります。その一方で、障害のある人が働く姿や作った製品は、市民が持つ障害や障害のある人に対する意識にも大きな影響を与えます。

このため、意欲と能力と適性を活かすとともに、ライフステージに応じて障害のある人の就労支援が行えるよう、関係機関・団体によるネットワーク体制を構築していきます。

### ●重点取組施策●

施策目標4-1-(1) 様々な関係機関等の連携による就労支援

施策目標4-1-(2) 障害のある人の働く力の向上

施策目標4-1-(4) 福祉的就労の底上げ

## 6 人にやさしく安心・安全なまちづくり

障害のある人が安心して快適に日常生活を送るためには、円滑に移動でき、また安全に暮らすことができる環境を整えることが重要です。

このため、市民等による人にやさしい様々な取組を促進する一方、建築物、公共交通機関、道路などのバリアフリー化や建築物の耐震化等による安心・安全なまちづくりを推進していきます。

### ●重点取組施策●

施策目標5-1-(1) 人にやさしいまちづくりの推進

施策目標5-2-(2) 建築物の耐震化の推進

施策目標5-2-(5) 障害のある人の安心・安全の確保